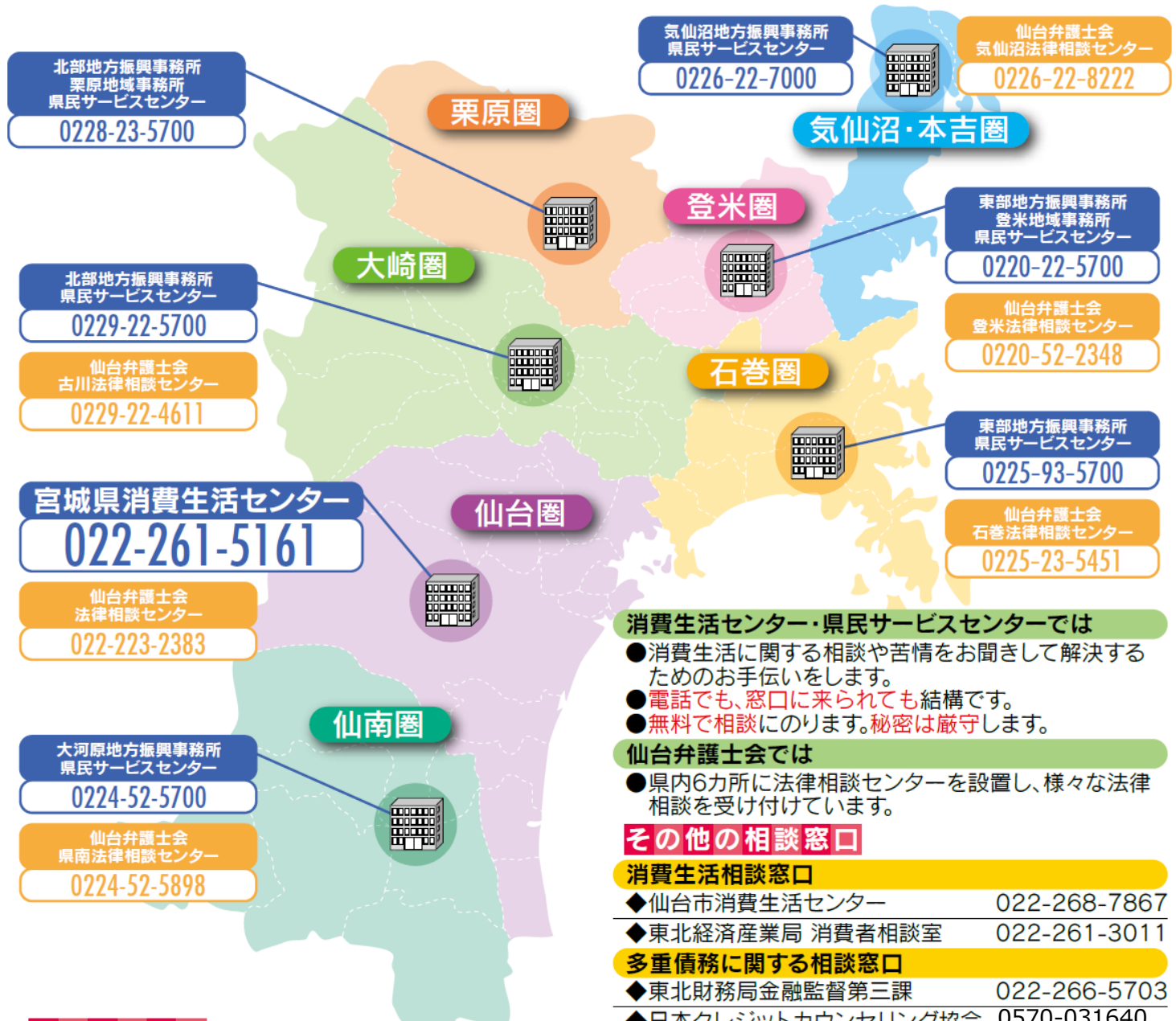


困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



**消費生活センター・県民サービスセンターでは**

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

**仙台弁護士会では**

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

### その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
  - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
  - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
  - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00  
土・日 9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。





# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆5月は「消費者月間」です
- ◆不審な電話にご用心！ ◆名義貸しは絶対にダメ！
- ◆新たなワンクリック請求の手口
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ



## 5月は「消費者月間」です

### <消費者月間とは>

「消費者保護基本法」（消費者基本法の前身）が昭和43年5月に施行されてから、20周年を迎えたことを機に、昭和63年から、毎年5月を「消費者月間」としています。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行っています。

平成27年度統一テーマ

## 「みんなでつくろう！ 消費者が主役の社会！！」

今後の消費者政策の推進には、消費者庁や消費者団体だけではなく、事業者団体・公益団体・ボランティアなども含めた社会経済の全ての主体が消費者の利益の擁護・増進を意識して活動することが重要になります。

今回の統一テーマの「みんな」とは、消費者や消費者団体のみならず、事業者や事業者団体等を含めた社会経済の全ての主体を意味しています。



### ★宮城県消費生活センターの消費者月間の取組★



#### ○「消費者月間」パネル展

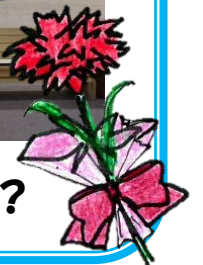
県庁1階ロビー開催：平成27年5月11日～15日

県図書館開催：平成27年5月19日～31日

※今年は2箇所での開催です。



これを機会に、消費生活について皆さんで考えてみませんか？



## 不審な電話にご用心！

先日、県庁内の機関を名乗るあやしい電話があったと、消費生活センターに情報提供がありました。

「今日預かったギフトの件で確認したいことがあるので、この携帯番号に電話をください。」と県庁内の部署のようなところから留守電が入っていた。身に覚えがなかったので無視していたら、夜8時頃に再び同じところから電話がきた。不審だ。



気をつけて！

この後どのような展開になるかは分かりませんが、県庁に存在しない部署を名乗っていることから、何か悪質な勧誘を受ける可能性は否定できません。身に覚えのない内容の電話は無視し、余計な個人情報相手を相手に教えてしまわないようにしましょう。

不安に思った際は、1人で悩まず消費生活センターに相談してください。また、消費生活センターではこのような情報提供もお待ちしています。よろしくお願いします。

## 名義貸しは絶対にダメ！



### 【こんな事例がありました】

友達から「携帯ショップで指定された機種を購入し、本体を渡すと1台につき1万円もらえるバイトがあるが、やらないか？」と誘われ、興味があったので、友達にそのバイトを斡旋している人のLINEのIDを教えてもらい、その人と会うことにした。斡旋者が言うには、斡旋者は海外の携帯電話会社から依頼を受けていて、そのメーカーのスマートフォンの在庫が少ないため、日本で販売されている機種を買取り、海外業者に引き渡す仕事をしているとのこと。購入後にすぐ名義変更をするので料金は一切か



からないと言われたので、そのバイトをすることにした。その後、その斡旋者と一緒に携帯ショップに出向き、スマートフォンを3台契約した。契約のやり取りは、斡旋者が行い、自分は身分証の提示と契約内容に署名だけした。店を出てからSIMカード以外は斡旋者に渡し、3万円もらった。その後、何回か斡旋者と一緒に携帯ショップに出向き、合計7台契約した。その翌月、自宅に7台分の請求書が届いたが無視していたら、今月利用停止され7台分の端末代金などを一括請求された。

### ●名義貸しとは●

名義貸しとは、自分の名前を他人の財産や権利のために貸して契約することです。契約の責任は名義を貸した人にあります。ですので、いくら相手が支払うと言っていたとしても、その支払が滞れば、名義を貸した人がその商品代金や借金を支払わなくてはなりません。また、場合によっては名義を貸した人が罪に問われる可能性もあります。

「代わりに契約するだけの簡単なバイト」「迷惑かけないから」などと言われても、他人はもちろん、知人であっても名義を貸すことは絶対にやめましょう！！



## 新たなワンクリック請求の手口

みやぎの消費生活情報ではこれまで何回かワンクリック請求に関する情報を載せてきました。今回新たな手口の相談が寄せられました。

スマートフォンでSNSを見ていたら、友人が「いいね」をつけている広告が気になったのでサイトを見てみようと思いその広告をタップした。すると、突然アダルトサイトに登録になり、9万9千円を請求する画面が現れた。その画面を消そうと試みたが消えない。どうしたらいいか。



### ☆トラブルに遭わないために☆

従来のワンクリック請求は、アダルト動画やゴシップサイトなどのリンクをたどっているうちに、「有料サイトへの登録が完了したから代金を払え」と請求されるパターンが主流でした。しかし、今回の場合、友人が勧めているかのようなサイトでそのようなことが起こりました。

### そのような画面が現れた場合は・・・

- ・慌てて相手に連絡を取ったり、お金を支払ったりしないようにしましょう。
- ・「間違えた場合は連絡して」と書いてあっても連絡してはいけません。
- ・消えない請求画面は、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のホームページを参考にしてみてください。

### 不安な時は消費生活センターに相談しましょう！

## 宮城県消費生活センターからのお知らせ



### ●お休みについて●

ゴールデンウィーク期間中の宮城県消費生活センターの相談受付日は、右の表のとおりです。また、5月23日（土）と24日（日）は、県庁舎の電気設備定期点検に伴いお休みとなりますので、ご了承ください。

<相談受付時間>

- ・しるしのない日  
午前9時～午後5時
- ・○で囲われた日  
午前9時～午後4時
- ・×の日はお休みです

4月						
日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	<del>29</del>	30		
5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	<del>4</del>	<del>5</del>	<del>6</del>	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	<del>23</del>
<del>24</del>	25	26	27	28	29	30
31						